株主各位

第100期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示情報

事業報告

5 会社の体制および方針

1．取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

2．当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

京王電鉄株式会社

本内容につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト（https://www.keio.co.jp/）に掲載することにより株主の皆様に提供しております。

5 会社の体制および方針

1．取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

＜当社取締役会における決議内容＞

当社は会社法に基づき、「京王グループ内部統制システムに関する基本方針」を定めており、その内容は次のとおりであります。

「京王グループ内部統制システムに関する基本方針」

京王電鉄（以下、「当社」という）および京王グループ各社は、法令および定款に適合するとともに、「京王グループ理念」に基づいた、事業活動を適正かつ継続的に行うため、本基本方針に則り、内部統制システムを整備・運用します。

（1）取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、グループの役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ健全に行われるため、「京王グループ理念」に基づき定めた「京王グループ行動規範」を周知徹底するとともに、各取締役および各執行役員は当社で定めた「経営判断原則」に則り、適正な意思決定を行います。

② 当社は、外部有識者を含む「コンプライアンス委員会」が中心となって、グループ全体のコンプライアンス体制を整備し、重要事項については定期的に取締役会に報告を行います。

③ 当社は、コンプライアンス上の問題について、公益通報者保護法に対応したグループ全体の相談専用窓口である「京王ヘルプライン」を運用し、課題の解決を行います。

④ 当社は、コンプライアンス研修等を継続的に実施することにより、コンプライアンス意識の啓発を行い、グループ全体のコンプライアンス体制の強化をはかります。

⑤ 当社は、代表取締役社長 社長執行役員直轄の内部監査部門である監査部を設置し、当社およびグループ各社に対する法令および社内規程等の諸基準への準拠性、管理の妥当性・有効性の検証を目的とした内部監査を実施します。また、監査等委員会は、必要があると認めたときは監査部に対して調査を求め、指示することができます。

⑥ 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の法令等に基づき、内部統制を整備・運用します。また、法令等に定められた開示は、適時適切に行います。

⑦ 当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、ステークホルダーの信頼に応えるよう、組織全体で断固とした姿勢で厳正に対応を行います。

（2）取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

① 当社は、取締役および執行役員の職務執行に関わる情報について、法令および社内規程等に基づき、適切に保存、管理を行います。

② 当社の取締役および執行役員は、これらの情報を必要に応じて閲覧できます。

（3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 経営上の重要な意思決定にあたり、当社の取締役および執行役員は損失の可能性について十分な検証を行います。

② 業務執行に係るリスクの把握と管理を目的として当社取締役会で定めた「リスク管理方針」に基づき、リスク管理委員長、関係各部署の部長および外部専門家で構成するリスク管理委員会は、当社およびグループ各社のリスクの低減と防止のための活動および危機発生に備えた体制整備を行います。

③ 公共性の高い鉄道事業を核に幅広い企業活動を行っているグループとして、当社は「お客さまの安全」をリスク対策における最重要課題とします。

④ 当社は、重大な危機が発生した場合には代表取締役社長 社長執行役員を本部長とする危機管理本部を速やかに組織し、危機への対応とその速やかな収拾に向けた活動を行います。

（4）取締役および執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社およびグループ各社の取締役会は、法令および社内規程に則り定期的に開催するほか、必要に応じて臨時開催します。経営上重要な事項については、事前に常勤取締役および常勤執行役員で構成する会議体で審議し、その審議を経て取締役会で決議を行います。また、当社においては、定款の定めにもとづき、重要な業務執行の決定について、取締役会の決議により取締役への委任を行います。委任された事項の決定については、事前に常勤取締役および常勤執行役員で構成する会議体で審議し、その審議を経て決定します。

② 当社およびグループ各社の取締役会は全社的な目標を定め、取締役（社外取締役および監査等委員を除く）および執行役員はその目標達成に向け、各部門ごとの目標設定や予算管理、具体策等を立案・実行します。また、当社は各社経営計画の実施状況をモニタリングします。

③ 当社およびグループ各社の組織および職務分掌、ならびに業務執行に関する各職位の責任、権限、決裁基準については社内規程に定め、各職位の基本的な機能および相互関係を明らかにし、機動的な意思決定、業務遂行をはかります。

(5)会社並びにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

① グループ各社は当社との間に定めた「グループ会社協議基準」に従い、各社における経営上の重要な案件について、当社への協議・報告を行います。また、グループ各社は取締役会で定めた「京王グループ内部統制システムに関する基本方針」に基づき、内部統制システムの継続的な向上をはかります。当社はこれらの実施状況をモニタリングします。

② 当社にグループ各社の内部統制の諸施策に関する担当部署を設け、当社とグループ各社間での協議、情報共有、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制の整備を推進します。

③ 当社およびグループ各社のコンプライアンス体制については、当社が中心となり、グループ一体となって整備します。また、当社およびグループ各社の全役員および使用人は、グループ全体の価値に重大な影響を与えるおそれのある事象を発見したときは、通常の報告経路に加え、当社のコンプライアンス委員長に報告し、対応につき協議します。

④ 当社およびグループ各社のリスクについては、リスク管理委員会を開催し、当社が中心となり、グループ全体でリスクの把握、管理に努めます。グループ各社は、重大な危機が発生した場合には、直ちに当社のリスク管理委員長に報告し、当社は事案に応じた支援を行います。また、グループ各社は、各社ごとのリスク管理体制および危機管理体制を整備します。

⑤ グループ経営協議会において、グループ全体の経営に関わる協議を行うほか、京王グループ社長会を定期的に開催し、グループの経営方針および経営情報の共有化をはかります。

⑥ 当社常勤監査等委員は、グループ各社の監査役から適宜報告を受けるほか、グループ監査役会を定期的に開催するとともに、期中および期末に各社の監査役監査の状況について確認し、グループ全体の監査の充実・強化をはかります。グループ各社の常勤の監査役は原則として内部監査部門である監査部に所属し、相互に連携し、グループ全体の業務の適正性確保に取り組みます。

(6)監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項およびその使用人の独立性に関する事項

監査等委員会監査の実効性を高め、かつ監査職務を円滑に遂行するため、専門性を有する者を含む専属の使用人を配置します。当該使用人はその職務執行にあたっては監査等委員の指揮命令に服することとします。また、当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分の決定は、あらかじめ監査等委員会が選定した常勤監査等委員の同意を必要とします。

（7）取締役、執行役員および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制

当社において、取締役（監査等委員を除く）は、監査等委員が重要な会議等に出席し、意見を述べることができる体制を確保します。さらに、取締役（監査等委員を除く）および執行役員は以下に定める事項を監査等委員会に報告します。

グループ各社においても報告体制を確保し、以下に定める事項をグループ各社の監査役に報告します。

① 会社の意思決定に関する重要事項
② 当社またはグループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項
③ 内部監査の監査計画および監査結果
④ 当社の取締役（監査等委員を除く）、執行役員、グループ各社の取締役および使用人の職務執行に関する不正行為または法令・定款に違反する重大な事項
⑤ コンプライアンスおよびリスク管理に関する重要事項
⑥ 「グループ会社協議基準」に定めた協議・報告事項のうち重要事項
⑦ 上記の他、当社の監査等委員およびグループ各社の監査役の職務執行上必要があると判断した事項

なお、使用人は②、④に関する重大な事項を発見した場合は当社の監査等委員およびグループ各社の監査役に直接報告することができます。

また、当社の取締役（監査等委員を除く）、執行役員、グループ各社の取締役および使用人は、当社の監査等委員およびグループ各社の監査役に報告を行ったことを理由として不利益を受けることはないものとします。

（8）その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社取締役（監査等委員を除く）は、当社監査等委員会が策定する「監査計画」に従い、実効性ある監査を実施できる体制として、以下の体制を確保します。

① 取締役（監査等委員を除く）、執行役員および重要な使用人からの必要に応じた意見聴取
② 代表取締役、会計監査人との定期的な会合
③ 内部監査部門と連携した組織監査の実施
④ 内部統制部門との連携
⑤ グループ会社の調査等の実施
⑥ アドバイザーとして独自に選定した弁護士・公認会計士等外部専門家の任用

なお、⑥等に関する費用は会社が負担するものとします。

（9）内部統制委員会

上記（1）から（8）の体制を統括するため、内部統制委員会を開催し、グループ一体となり内部統制の整備を推進します。

コーポレート・ガバナンス体制

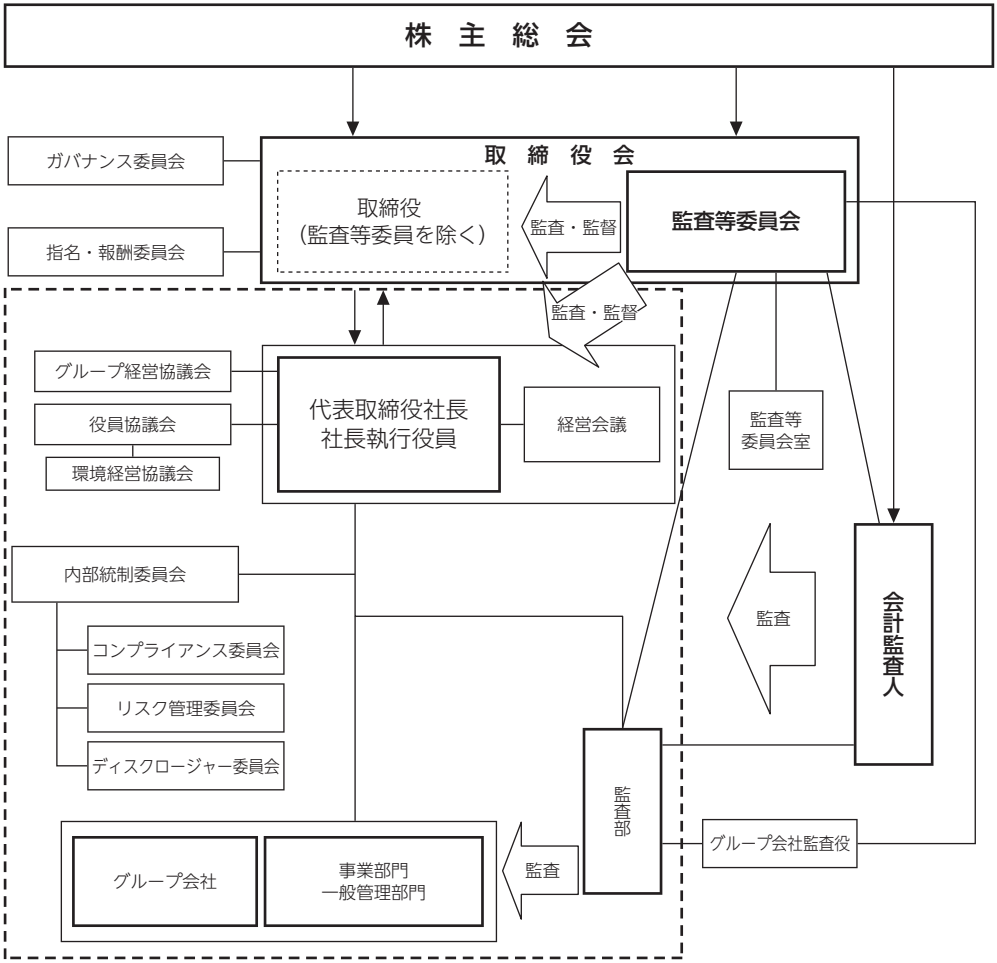

＜当期における運用状況の概要＞

（1）コンプライアンス

コンプライアンス意識の向上をはかるため、当社およびグループ各社の従業員に対する教育・啓発の取組みを継続したほか、グループ各社の役員層を対象としてハラスメント防止セミナーを開催しました。また、働き方改革関連法への対応として、従業員の均衡・均等待遇に関する実務対応を進めました。

内部通報制度については、通報窓口の周知を徹底するとともに、調査・対応方法の概要を紹介するなど、制度の利用に対する従業員の不安の軽減と信頼性向上に努めました。

（2）リスクマネジメント

新型コロナウイルスをはじめとする感染症の蔓延や台風・水害等の大規模自然災害に対応するため、リスクマネジメントに関する規程類を見直し、体制を再整備するとともに、グループ共通のリスク項目について重点的に取り組みました。

新型コロナウイルス感染症については、社長を本部長とする対策総本部を中心に、感染防止対策と感染者発生時の対応方法の整備に取り組むとともに、感染拡大状況の変化に応じて対策を講じました。また、これらの対応を踏まえてＢＣＰ（事業継続計画）を改定しました。

大規模自然災害への対策では、大型台風等による水害発生に対応するため、ＢＣＰを新たに策定しました。また、浸水による鉄道事業への被害を最小限に留めるため、車両疎開訓練を実施したほか、計画運休を行う際のお客様へのご案内手順に加えて、駅係員避難計画を策定しました。

労働環境の改善への取組みでは、育児や介護等を理由とする在宅勤務制度の新設や、子の看護休暇や介護休暇を時間単位で取得できる制度を新設するなど、働き方改革を推進しました。また、新型コロナウイルス感染症が流行するなか、インターネットを活用した採用活動を実施するなど、人材確保に努めました。

情報セキュリティ対策では、グループインターネット基盤の更新やセキュリティ対策の全面刷新を行い、サイバー攻撃への対策を講じるとともに、情報セキュリティ上のインシデントへの対応フローを見直しました。また、鉄道事業を中心にサイバー攻撃対処訓練を実施しました。

鉄道の事故・インシデント等への対策では、車両の台車き裂発生を受けて、同構造の車両の緊急点検および原因究明を行い、改修を進めました。また、ホーム背面柵の基礎コンクリートの一部が剥落したことを受けて、ホーム背面に側道がある駅で緊急点検を実施したほか、乗り場案内看板の落下事故を受けて、同タイプの案内看板の緊急点検を実施しました。

（3）財務報告に係る内部統制

財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み策定した実施計画に基づき、内部統制評価を実施しました。

また、決算開示資料については、ディスクロージャー委員会の確認を経て取締役会等に付議した後、開示を行いました。

（4）内部監査

内部監査基本計画に基づき、当社およびグループ各社について内部監査を実施したほか、不正リスクが高い業務について業務フローの可視化とリスクの洗い出しを行い、リスク統制の有効性向上に取り組みました。

また、監査等委員会設置会社への移行にともない、監査等委員会に対して内部監査の結果報告を行いました。

2．当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

（1）基本方針の内容

当社グループが企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益（以下「企業価値・株主共同の利益」といいます。）を向上させていくためには、「輸送の安全性」「経営の安定性」「事業の継続性」を確保し、お客様、お取引先その他のステークホルダーからの信頼を得て、「信頼のトップブランド」を確立することが不可欠であります。また、当社グループにとっては、沿線を中心に関連性の高い事業を多角的に展開することで、沿線価値の向上、京王ブランドの確立に努めるとともに、地域社会の信頼を獲得しながら、各事業の有機的な結びつきにより総合力を発揮させる一体的な経営を行うことが極めて重要であります。これらが当社の株式の買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることになります。したがって、当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値・株主共同の利益を中長期的に確保、向上していくことに理解あることが必要であると考えています。

当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社グループの企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありませんが、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすものなど、企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。また、株主の皆様が、当社の企業価値を構成する要素を十分に把握し、中長期的な観点も考慮に入れたうえで、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を短期間で適切に判断することは、必ずしも容易ではないものと思われます。

こうした事情に鑑み、当社は、当社株式に対する買付が行われた際に、買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うことなどを可能とすることで、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要であると考えます。

（2）当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

① 企業価値向上に資する取組み

当社グループでは、「京王グループ理念」の中に掲げる「信頼のトップブランド」の確立を目指して、当社グループの競争力の強化、財務健全性の確保、法令・倫理の遵守、地域社会貢献活動の実施など、企業価値・株主共同の利益の向上に資する経営に努めております。今後もグループ全体の持続的な成長のため、当社グループが長年培ってきた有形・無形の経営資源を維持・活用しながら、以下の施策に取り組んでまいります。

第一に、社会に不可欠なインフラを提供する公共輸送機関として安全確保を最重要課題とし、中長期的な視点で社会的責任を果たしてまいります。

第二に、当社沿線が将来にわたって活力を維持できるよう、拠点開発の推進や地域活性化に多角的に取り組んでまいります。

第三に、お客様の多様化するニーズや生活スタイルの変化を捉えた施策を継続的に実施することで、将来にわたり発展、成長する企業グループを目指してまいります。

第四に、法令の遵守、地球環境への配慮など、企業の社会的責任を果たす取組みを当社グループ全体で続けてまいります。

第五に、企業価値の源泉である「輸送の安全性」の実際の担い手である当社グループの従業員を中長期的な視点で育成するとともに、「安全の確保」を最重要事項と考える企業文化を堅持してまいります。

第六に、事業の継続性に留意した資本政策のもと、成長に向けた投資や事業の選択と集中など様々な取組みの実施と完遂を目指してまいります。

② コーポレート・ガバナンスの強化に対する取組み

当社グループでは、「京王グループ理念」に基づき、透明性・公正性を確保しつつ、迅速・果断な意思決定を行うことにより、株主の皆様をはじめつながりあうすべての人からの信頼を確保し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上をはかるため、当社の取締役会で定めた「コーポレート・ガバナンス基本方針」のもと、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を推進しております。

取締役会においては、法令で定められた事項はもとより、経営上重要な事項についての決議や業務執行の監督を行っております。当社は、コーポレート・ガバナンス体制のさらなる充実に向けた取組みとして、2020年６月に監査等委員会設置会社に移行しました。取締役（監査等委員を除く）について、大手金融機関の経営者としての経験や見識を持つ社外取締役を選任するとともに、取締役監査等委員について、社外取締役を３名選任し、経営に対する監督機能を強化しているほか、取締役会の諮問機関としてガバナンス委員会および指名・報酬委員会を設置し、経営の透明性・公正性の向上に努めております。

監査等委員会については、監査等委員会による監査の実効性を高めるため、財務・会計・法務に関する相当程度の知見を有する、独立性の高い取締役監査等委員を選任しているほか、監査等委員会と会計監査人、内部監査部門および内部統制部門との連携体制を構築しております。また、取締役監査等委員は法令および諸基準に準拠し、監査等委員会が定めた基本方針に基づき監査を行うほか、取締役監査等委員（常勤）は、社内の重要な会議に出席し、必要な意見陳述を行ってまいります。

さらに、グループ経営協議会や京王グループ社長会、ならびにグループ監査役会などの定期的な開催により、グループ・ガバナンス体制の充実をはかっております。

（3）基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2019年６月27日開催の第98期定時株主総会において、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくことを目的とした「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の基本方針」（以下「本基本方針」といいます。）に関する議案が承認可決されたことを受け、同日開催の当社取締役会において、本基本方針に基づく具体的な対応策である「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を決議しております。

本プランは、当社株式の大量取得行為が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買付者との協議・交渉等の機会を確保することなどにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としております。

本プランは、①当社が発行者である株券等について保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付、または②当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け、もしくはこれらに類似する行為またはその提案（以下「買付等」と総称し、買付等を行う者を以下「買付者等」といいます。）を適用対象とします。

買付者等が買付等を行う場合は、当社取締役会が別途認めた場合を除き、その実行に先立ち、当社に対して、買付等の内容の検討に必要な情報および本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面を提出するものとし、当社取締役会は速やかにこれを企業価値評価独立委員会（委員は、社外の有識者、社外取締役から選任されるものとし、以下「独立委員会」といいます。）に提供します。独立委員会は、最長60日間の検討期間（必要な範囲で最長30日間延長できます。）を設定し、必要に応じて独立した第三者である専門家の助言を得たうえ、買付等の内容の評価・検討、買付者等との協議・交渉、株主に対する情報開示等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合、または本プランに定める要件のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると認められる場合には、当社取締役会に対し、新株予約権の無償割当ての実施を勧告します。なお、独立委員会は、新株予約権の無償割当ての要件のいずれかに該当する場合であっても、新株予約権の無償割当てを実施することについて株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に対して、株主総会の招集、新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の株主総会への付議を勧告するものとします。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する決議を速やかに行うものとします。また、当社取締役会は、独立委員会から、株主総会の招集、新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の株主総会への付議を勧告された場合には、実務上株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるように、速やかに株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議します。当社取締役会は、上記決議を行った場合等には、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

上記の新株予約権は、１個当たり１円を下限とし、当社株式１株の時価の２分の１の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会または当社株主総会における新株予約権無償割当ての決議で定める金額を払い込むことにより、原則として当社株式１株を取得できるものですが、買付者等による権利行使が認められないという行使条件が付されています。また、当社が買付者等以外の株主から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されており、当社がかかる条項に基づく取得をする場合、新株予約権１個と引換えに、原則として当社株式１株が交付されます。

本プランの有効期間は、2019年６月27日開催の定時株主総会終了後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までになります。ただし、当該有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本基本方針を廃止する旨の決議が行われた場合、または、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

本プラン導入時点においては新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。他方、新株予約権の無償割当てが実施された場合には、新株予約権行使の手続きを行わないと、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式全体の価値が希釈化することになります。ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、買付者等以外の株主の皆様が保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。

（４）上記の各取組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

上記（2）に記載した取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、上記（1）の基本方針に沿うとともに、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

また、上記（3）の取組みは上記（1）の基本方針に沿うものであり、以下の理由から当社の株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

① 経済産業省および法務省が2005年５月27日に発表した買収防衛策に関する指針に定める三原則を充足していること

② 本プランは、株主総会において承認された本基本方針に基づくものであり、また、有効期間は約３年間と限定され、かつ、その満了前であっても株主総会において、本基本方針の変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも変更後の基本方針に従うよう速やかに変更または廃止されることになるなど、株主意思を重視していること

③ 経営陣から独立している委員から構成される独立委員会により新株予約権の無償割当ての実施等の運用に関する実質的な判断が行われ、その判断の概要については株主の皆様に情報開示をすることとされていること

④ 合理的かつ詳細な客観的要件が設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保していること

⑤ 独立委員会は、当社の費用で、外部専門家の助言を受けることができるものとされており、その判断の公正性・客観性がより強く担保される仕組みとなっていること

⑥ 当社の取締役（監査等委員を除く）の任期は１年であり、毎年の選任を通じて株主の皆様のご意向を反映させることが可能であること

⑦ デッドハンド型買収防衛策またはスローハンド型買収防衛策ではないこと

連結株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	**59,023**	**42,012**	**286,271**	**△19,552**	**367,755**
当期変動額					
剰余金の配当			△5,799		△5,799
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△27,519		△27,519
自己株式の取得				△364	△364
自己株式の処分		175		175	351
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	**－**	**175**	**△33,319**	**△188**	**△33,332**
当期末残高	**59,023**	**42,187**	**252,952**	**△19,740**	**334,422**

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	**5,052**	**3**	**360**	**5,416**	**282**	**373,454**
当期変動額						
剰余金の配当						△5,799
親会社株主に帰属する当期純損失（△）						△27,519
自己株式の取得						△364
自己株式の処分						351
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,628	0	1,876	4,506	△233	4,272
当期変動額合計	**2,628**	**0**	**1,876**	**4,506**	**△233**	**△29,059**
当期末残高	**7,681**	**4**	**2,237**	**9,923**	**48**	**344,395**

連　結　注　記　表

〔連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記〕

1．連結の範囲に関する事項

子会社60社のうち46社を連結の範囲に含めております。

連結子会社名は、事業報告の「Ⅰ．企業集団の現況に関する事項　7．主要な事業内容」に記載しております。

当連結会計年度より、株式の取得により㈱高山グリーンホテルを連結の範囲に含めております。

また、当連結会計年度に連結子会社でありました京王バス東㈱及び京王バス中央㈱は、連結子会社である京王バス㈱（旧京王バス南㈱）を存続会社とする吸収合併により解散したため、連結の範囲から除外しております。

なお、主要な非連結子会社は、高尾登山電鉄㈱、セレクチュアー㈱、㈱京王友の会であります。

非連結子会社14社の合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしておらず、今後もこの状況が続くものと考えられるため、連結の範囲から除外しました。

2．持分法の適用に関する事項

持分法を適用している会社は非連結子会社12社で、高尾登山電鉄㈱、セレクチュアー㈱、㈱京王友の会他９社であります。

当連結会計年度より、西東京モビリティサービス㈱の設立により、持分法適用の範囲に含めております。

非連結子会社２社及び関連会社７社（関東バス㈱等）の合計の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、それぞれ重要な影響を及ぼしておらず、持分法を適用しておりません。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日はすべて３月31日であり、連結決算日と同一であります。

4．会計方針に関する事項

⑴　重要な資産の評価基準及び評価方法

①　有　価　証　券

その他有価証券	時価のあるもの	連結決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。）
	時価のないもの	主として移動平均法による原価法

②　た　な　卸　資　産

商品及び製品	商　　品	主として売価還元法による原価法 （収益性の低下による簿価切下げの方法）
	販売土地及び建物	個別法による原価法 （収益性の低下による簿価切下げの方法）
仕　掛　品		個別法による原価法 （収益性の低下による簿価切下げの方法）

⑵　重要な減価償却資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物　　２～60年

機械装置及び運搬具　２～20年

②　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（主として３年）に基づく定額法を採用しております。

③　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

⑶　繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

⑷　重要な引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。

⑸　工事負担金等の会計処理

鉄道事業において、地方公共団体等より工事費の一部として工事負担金等を受け入れております。これらの工事負担金等については、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得価額から直接減額しております。

なお、連結損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得価額から直接減額した額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。

⑹　のれんの償却方法及び償却期間

10～15年間の均等償却を行っております。

⑺　その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①　退職給付に係る会計処理の方法

ⅰ　退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

ⅱ　数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として14年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として５年）を償却期間として、当社は定率法、その他の連結子会社は定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

②　消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

〔表示方法の変更に関する注記〕

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年３月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

〔重要な会計上の見積りに関する注記〕

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度に重要な影響を及ぼすリスクが有る項目は以下の通りです。

１．固定資産の減損損失

⑴　当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

宿泊施設の固定資産帳簿価額　86,066百万円

⑵　会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

宿泊施設に係る将来キャッシュ・フローの見積りは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が、翌連結会計年度以降の一定期間にわたり継続するものの、概ね数年で収束すると仮定しております。なお、将来の不確実な経済条件の変動などにより、将来予測は高い不確実性を伴い、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

２．繰延税金資産の回収可能性

⑴　当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産　12,122百万円

⑵　会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

将来の課税所得の見積りは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が、翌連結会計年度以降の一定期間にわたり継続するものの、概ね数年で収束すると仮定しております。なお、将来の不確実な経済条件の変動などにより、将来予測は高い不確実性を伴い、繰延税金資産の回収可能性に重要な影響を及ぼす可能性があります。

〔追加情報〕

１．当社取締役及び執行役員に対する株式報酬制度の導入

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）及び執行役員（取締役を兼務する者を除きます。）（以下、総称して「取締役等」といいます。）に対し、中長期的な業績向上及び株主価値の最大化に貢献する意識を高めることを目的に株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

⑴　取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役等に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役等が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時です。

⑵　信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度において、350百万円、57千株であります。

2．退職給付制度の移行

当社は、当連結会計年度に退職給付企業年金制度の一部を確定拠出年金制度へ移行しました。

この移行に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第１号　平成28年12月16日）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第２号　平成19年２月７日）を適用しております。これに伴い、退職給付制度改定益として特別利益に1,748百万円を計上しております。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

1．担保に供している資産及び担保付債務

⑴　財　団

担保に供している資産

有形固定資産	256,084百万円
無形固定資産	1,844百万円
計	257,928百万円

上記資産を担保としている負債は次のとおりであります。

長期借入金	102,394百万円
短期借入金	9,094百万円
計	111,488百万円

⑵　その他

担保に供している資産

そ　の　他	126百万円
計	126百万円

2．有形固定資産の減価償却累計額　761,262百万円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

3．固定資産の取得価額から直接減額した工事負担金等累計額　120,897百万円

4．保証債務等

下記の債務保証を行っております。（金融機関からの借入金に対する債務保証であります。）

社員住宅融資	62百万円
計	62百万円

〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	128,550,830	—	—	128,550,830

2．自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	6,449,347	59,800	58,050	6,451,097

（注）1．普通株式の自己株式の株式数につきましては、当社取締役及び執行役員に対する株式報酬制度の信託財産として保有する当社株式（当連結会計年度期首０株、当連結会計年度末57,900株）を含めて記載しております。

2．変動事由の概要は次のとおりであります。

（増加数の内訳）

単元未満株式の買取りによる増加　1,900株

取締役及び執行役員に対する株式報酬制度の当社株式の取得による増加　57,900株

（減少数の内訳）

単元未満株式の買増請求による減少　150株

取締役及び執行役員に対する株式報酬制度の当社株式の譲渡による減少　57,900株

3．配当に関する事項

⑴　配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年６月26日定時株主総会	普通株式	3,357	27.50	2020年３月31日	2020年６月29日
2020年11月２日取締役会	普通株式	2,442	20.00	2020年９月30日	2020年11月30日

⑵　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年６月29日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,443	20.00	2021年３月31日	2021年６月30日

（注）2021年６月29日定時株主総会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当１百万円が含まれております。

〔金融商品に関する注記〕

1．金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、銀行借入や社債発行等により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、債権管理規程に沿ってリスク低減をはかっております。

有価証券及び投資有価証券は主に株式であり、上場株式については市場価格の変動リスクに晒されておりますが、四半期ごとに時価の把握を行っております。また、非上場株式については定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。

支払手形及び買掛金は、そのほとんどが１年以内の支払期日であります。

借入金、社債及びコマーシャル・ペーパーは、主に運転資金及び設備投資に係る資金調達であります。また、借入金の大部分が固定金利であります。

なお、支払手形及び買掛金、借入金、社債、コマーシャル・ペーパーについては流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次で資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2．金融商品の時価等に関する事項

2021年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注２）を参照ください。）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
⑴ 現金及び預金	76,772	76,772	―
⑵ 受取手形及び売掛金	38,009	38,009	―
⑶ 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	40,279	40,279	―
資産計	155,060	155,060	―
⑴ 支払手形及び買掛金	16,043	16,043	―
⑵ 短期借入金	66,193	66,239	45
⑶ １年内償還予定の社債	20,000	20,075	75
⑷ 社債	150,000	152,659	2,659
⑸ コマーシャル・ペーパー	30,004	30,004	―
⑹ 長期借入金	133,412	137,225	3,813
負債計	415,654	422,247	6,593

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

⑴　現金及び預金、⑵　受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑶　有価証券及び投資有価証券

有価証券及び投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

⑴　支払手形及び買掛金

支払手形及び買掛金については、短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑵　短期借入金

短期借入金のうち、短期間で決済されるものについて、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。それ以外の短期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

⑶　１年内償還予定の社債、⑷　社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格によっております。

⑸　コマーシャル・ペーパー

コマーシャル・ペーパーについては、短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑹　長期借入金

長期借入金の時価については、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

なお、デリバティブ取引については利用しておりません。

（注２）非上場株式（連結貸借対照表計上額1,338百万円）、関係会社株式（連結貸借対照表計上額8,634百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「⑶　有価証券及び投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

〔賃貸等不動産に関する注記〕

1．賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビルや賃貸商業施設等（土地を含む。）を有しております。

2．賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額	時価
182,866	282,138

（注１）連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

（注２）当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額もしくは「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）、その他の物件については一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価額であります。また、当連結会計年度に新規取得したものについては、時価の変動が軽微であると考えられるため、連結貸借対照表計上額をもって時価としております。

（注３）建設中の物件については、時価を把握することが極めて困難であるため、上表には含めておりません。

〔１株当たり情報に関する注記〕

１．１株当たり純資産額　2,820円20銭

２．１株当たり当期純損失　△225円38銭

〔その他の注記〕

記載金額は百万円単位とし、単位未満の端数を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
						固定資産圧縮積立金	特別償却積立金	別途積立金
当期首残高	**59,023**	**32,019**	**9,990**	**42,009**	**7,876**	**7,886**	**162**	**75,000**
当期変動額								
剰余金の配当								
固定資産圧縮積立金の積立						691		
特別償却積立金の取崩							△81	
当期純損失（△）								
自己株式の取得								
自己株式の処分			175	175				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	**－**	**－**	**175**	**175**	**－**	**691**	**△81**	**－**
当期末残高	**59,023**	**32,019**	**10,166**	**42,185**	**7,876**	**8,577**	**81**	**75,000**

	株主資本				評価・換算差額等	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
	繰越利益剰余金					
当期首残高	**59,651**	**150,577**	**△19,552**	**232,058**	**4,843**	**236,902**
当期変動額						
剰余金の配当	△5,799	△5,799		△5,799		△5,799
固定資産圧縮積立金の積立	△691	－		－		－
特別償却積立金の取崩	81	－		－		－
当期純損失（△）	△2,141	△2,141		△2,141		△2,141
自己株式の取得			△364	△364		△364
自己株式の処分			175	351		351
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					2,441	2,441
当期変動額合計	**△8,552**	**△7,941**	**△188**	**△7,954**	**2,441**	**△5,513**
当期末残高	**51,099**	**142,635**	**△19,740**	**224,103**	**7,284**	**231,388**

個　別　注　記　表

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1．有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式　　移動平均法による原価法

その他有価証券　時価のあるもの　決算日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの　移動平均法による原価法

2．たな卸資産の評価基準及び評価方法

販売土地及び建物　　個別法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯　蔵　品　　移動平均法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）

3．固定資産の減価償却の方法

⑴ 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、主として定額法を採用しております。（構築物のうち、鉄道事業固定資産の線路設備及び電路設備における取替資産については取替法を採用しております。）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	３～50年
構築物	３～60年
機械装置	３～17年
車両	４～20年

⑵ 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（３年）に基づく定額法を採用しております。

⑶ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

4．繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

5．引当金の計上基準

⑴ 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

⑵ 賞 与 引 当 金

従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。

⑶ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

⑷ 債務保証損失引当金

債務保証等に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

6．工事負担金等の会計処理

鉄道事業において、地方公共団体等より工事費の一部として工事負担金等を受け入れております。これらの工事負担金等については、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得価額から直接減額しております。

なお、損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得価額から直接減額した額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。

7．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

⑴ 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

⑵ 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

〔表示方法の変更に関する注記〕

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年３月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

〔重要な会計上の見積りに関する注記〕

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度に重要な影響を及ぼすリスクが有る項目は以下の通りであります。

1．固定資産の減損

⑴ 当事業年度の計算書類に計上した金額

宿泊施設の固定資産帳簿価額　82,815百万円

⑵ 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

宿泊施設に係る将来キャッシュ・フローの見積りは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が、翌事業年度以降の一定期間にわたり継続するものの、概ね数年で収束すると仮定しております。

なお、将来の不確実な経済条件の変動などにより、将来予測は高い不確実性を伴い、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

2．繰延税金資産の回収可能性

⑴ 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産　4,540百万円

⑵ 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

将来の課税所得の見積りは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が、翌事業年度以降の一定期間にわたり継続するものの、概ね数年で収束すると仮定しております。

なお、将来の不確実な経済条件の変動などにより、将来予測は高い不確実性を伴い、繰延税金資産の回収可能性に重要な影響を及ぼす可能性があります。

〔追加情報〕

1．当社取締役及び執行役員に対する株式報酬制度の導入

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）及び執行役員（取締役を兼務する者を除きます。）（以下、総称して「取締役等」といいます。）に対し、中長期的な業績向上及び株主価値の最大化に貢献する意識を高めることを目的に株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

⑴ 取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役等に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役等が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時です。

⑵ 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度において、350百万円、57千株であります。

2．退職給付制度の移行

当社は、当事業年度に退職給付企業年金制度の一部を確定拠出年金制度へ移行しました。

この移行に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第１号　平成28年12月16日）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第２号　平成19年２月７日）を適用しております。これに伴い、退職給付制度改定益として特別利益に1,748百万円を計上しております。

〔貸借対照表に関する注記〕

1．担保に供している資産及び担保付債務

財　団

鉄道事業固定資産（鉄道財団）	257,928百万円

上記資産を担保としている負債は次のとおりであります。

長期借入金	102,394百万円
短期借入金	9,094百万円
計	111,488百万円

2．有形固定資産の減価償却累計額　674,948百万円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

3．事業用固定資産

有形固定資産	548,370百万円
土地	201,863百万円
建物	182,333百万円
構築物	130,115百万円
車両	19,728百万円
その他	14,328百万円
無形固定資産	12,374百万円

4．固定資産の取得価額から直接減額した工事負担金等累計額　118,128百万円

5．保証債務等

当社は下記の債務保証を行っております。

被保証者	金額	被保証債務の内容
京王ウェルシィステージ株式会社	3,553百万円	入居者への返還債務に対する保証
社員住宅融資	62百万円	金融機関からの借入金
計	3,615百万円	

6．関係会社に対する金銭債権

短期債権	2,984百万円	長期債権	585百万円

7．関係会社に対する金銭債務

短期債務	63,306百万円	長期債務	6,155百万円

〔損益計算書に関する注記〕

1．営業収益	101,529百万円
2．営業費	96,556百万円
運送営業費及び売上原価	49,550百万円
販売費及び一般管理費	9,012百万円
諸税	9,674百万円
減価償却費	28,318百万円
3．関係会社との取引高	
営業収益	27,950百万円
営業費	18,063百万円
営業取引以外の取引高	17,524百万円

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,449,347	59,800	58,050	6,451,097

（注）1．普通株式の自己株式の株式数につきましては、当社取締役及び執行役員に対する株式報酬制度の信託財産として保有する当社株式（当事業年度期首０株、当事業年度末57,900株）を含めて記載しております。

2．変動事由の概要は次のとおりであります。

（増加数の内訳）

単元未満株式の買取りによる増加　1,900株

取締役及び執行役員に対する株式報酬制度の当社株式の取得による増加　57,900株

（減少数の内訳）

単元未満株式の買増請求による減少　150株

取締役及び執行役員に対する株式報酬制度の当社株式の譲渡による減少　57,900株

〔税効果会計に関する注記〕

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は次のとおりであります。

繰延税金資産	
減損損失	7,335百万円
退職給付引当金	2,858百万円
固定資産等償却超過額	2,791百万円
その他	1,583百万円
繰延税金資産合計	14,568百万円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△ 3,786百万円
その他有価証券評価差額金	△ 3,215百万円
前払年金費用	△ 2,532百万円
その他	△ 492百万円
繰延税金負債合計	△10,027百万円
繰延税金資産（負債）の純額	4,540百万円

（注）繰延税金資産の算定にあたり、評価性引当額5,697百万円を繰延税金資産から控除しております。

〔関連当事者との取引に関する注記〕

子会社及び関連会社等

（単位：百万円）

属性	名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社京王アカウンティング	（所有）直接100%	資金の調達 役員の兼任	資金の返済（純額） 支払利息	37,085 281	短期借入金	55,546

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

支払利息については、一般的な取引条件と同様に市場金利を勘案して決定しております。

〔１株当たり情報に関する注記〕

１．１株当たり純資産額	1,895円08銭
２．１株当たり当期純損失	△17円54銭

〔その他の注記〕

記載金額は百万円単位とし、単位未満の端数を切捨てて表示しております。

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。